

## 岩手県ハンドボール協会 表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、岩手県ハンドボール協会の表彰について必要な事項を定め、ハンドボールの普及と発展に貢献した個人・団体を表彰し、その功績に報いるとともに、今後におけるハンドボールの一層の発展に資することを目的とする。

### (表彰)

第2条 会長は、次の各号に該当する者を表彰する。

- (1) 本協会に於いて、長年（10年以上）にわたり役員として協会の組織化及び発展に尽力した者
- (2) ハンドボール競技の指導者として長年にわたり指導育成をしてきた者
- (3) 日本協会が主催、共催、主管する全国大会に於いて、著しい功績のあった者
- (4) オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会又はこれに準じる国際大会に出場した者

### (表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。原則として再表彰はしない。

### (表彰の時期)

第4条

- (1) 表彰は、周年行事の式典で行う。
- (2) 会長が必要と認めるときは、随時又は別に定める日に行うことができる。

### (候補者の推薦)

第5条 第2条に定める表彰に該当すると認められる者があるときは、その事績を精査して会長に推薦するものとする。

### (被表彰者の決定)

第6条

被表彰者は、表彰委員会において審査して決定するものとする。  
ただし、会長が必要と認められた場合は、その限りではない。

### (構成)

第7条 表彰委員会は、会長及び次の職にあたる者をもって構成する。

- (1) 副会長
- (2) 理事長
- (3) 副理事長
- (4) 常務理事若干名

### (運営)

第8条 表彰審査委員会は、会長を委員長として会務を統括し、表彰委員会を代表する。

2 委員長事故あるときは、委員長の指名する委員が職を代行する。

第9条 他団体からの表彰を受けた場合

会長が必要と認めるときは、随時又は別にさだめる日に行うことができる。

### 付則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

令和5年4月1日 改訂